

様式第2号（第4条関係）

公文書開示決定通知書

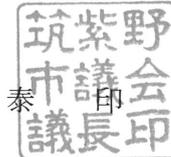
24筑議第 151 号

平成24年 6月13日

濱 武 振 一 様

筑紫野市議会

議長 大石 泰



平成24年6月12日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受けるときには、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	H24. 6. 12 請願3号の常任委員会資料全部
公文書の開示を行う日時及び場所	【日時】 平成24年 6月 15日 (午前・午後) 9時00分 ※当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
所管課等名	議会事務局 議事課 議会担当 電話番号 092-923-1111 (内線468)

エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物
処理施設の設置に反対する請願書

平成24年 5月 25日

紹介議員

筑紫野市議会議員

氏名	松原	静雄	
氏名	森田	健二	
氏名	庵野	正義	 
氏名	井上	剛工	



エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願

1. 請願の要旨

筑紫野市大字山家2053番地42にエコ・センチュリー21（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画をしています。この計画に山家地区及び御笠地区の関係行政区世帯の大多数が反対しています。貴議会において、この設置計画に反対の決議をしていただきますよう請願します。

2. 請願理由

①エコ・センチュリー21（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画をしている地域には、既に隣接して3社の産業廃棄物処理施設が稼動しています。さらに、山家地区には、数社の産業廃棄物処理施設が稼動しています。これらに加えて、大規模な産業廃棄物の焼却施設が設置され、稼動することに対し地域住民は生活と健康に関する安全が保たれるのか不安と心配にさらされています。

②既存の産業廃棄物処理施設から廃ガス（煙）が、御笠地区の方向に、排出されています。その時期以降に、御笠地区の植物の葉が枯れるなどの被害が発生しております。又、山家地区においても河川の汚濁がたびたび発生した事実があります。地域住民の生活基盤は農業であり、飲料水は地下水に依存しています。これらのことから、大気汚染、土壌及び水資源の汚染は地域住民の生活に重大な被害をもたらすこととなります。処理施設から排出される有害物質は、少量であっても多年にわたって排出され、蓄積されると予想を越える被害が生ずることは、各地で発生した公害問題が如実に証明しています。

③山家地区は、行政指導による「地域分権・地方自治」の精神をくんで、平成23年6月に、地域コミュニティづくりに着手したところです。御笠地区においても、その計画が進行中です。両地区とも緑と清浄な空気と水に恵まれた農山村地域であり、さらに、歴史と文化遺産が集積した地域でもあります。これらの地域資源を基盤としたまちづくり計画を策定中です。産業廃棄物処理施設を建設することは、少子高齢化をくい止め、再生しようとの願いを破壊することとなります。地域住民の願いと活動を根底から覆すものであり、荒廃を招く施設の建設に、住民は怒りを持って反対します。

上記の理由により、署名の写しを添付し、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

平成24年5月25日

筑紫野市議会議長 大石 泰 様

請願者

郵便番号 818-0003

筑紫野市大字山家2850番地1

エコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会

会長 高野 徳美

連絡先（電話）092-926-1485

平成 24 年第 2 回(6 月)筑紫野市議会定例会

市民建設常任委員会

「エコ・センチュリー 21 (株) の産業廃棄物
処理施設の設置に反対する請願書」に関する
資料

市民生活部 環境課

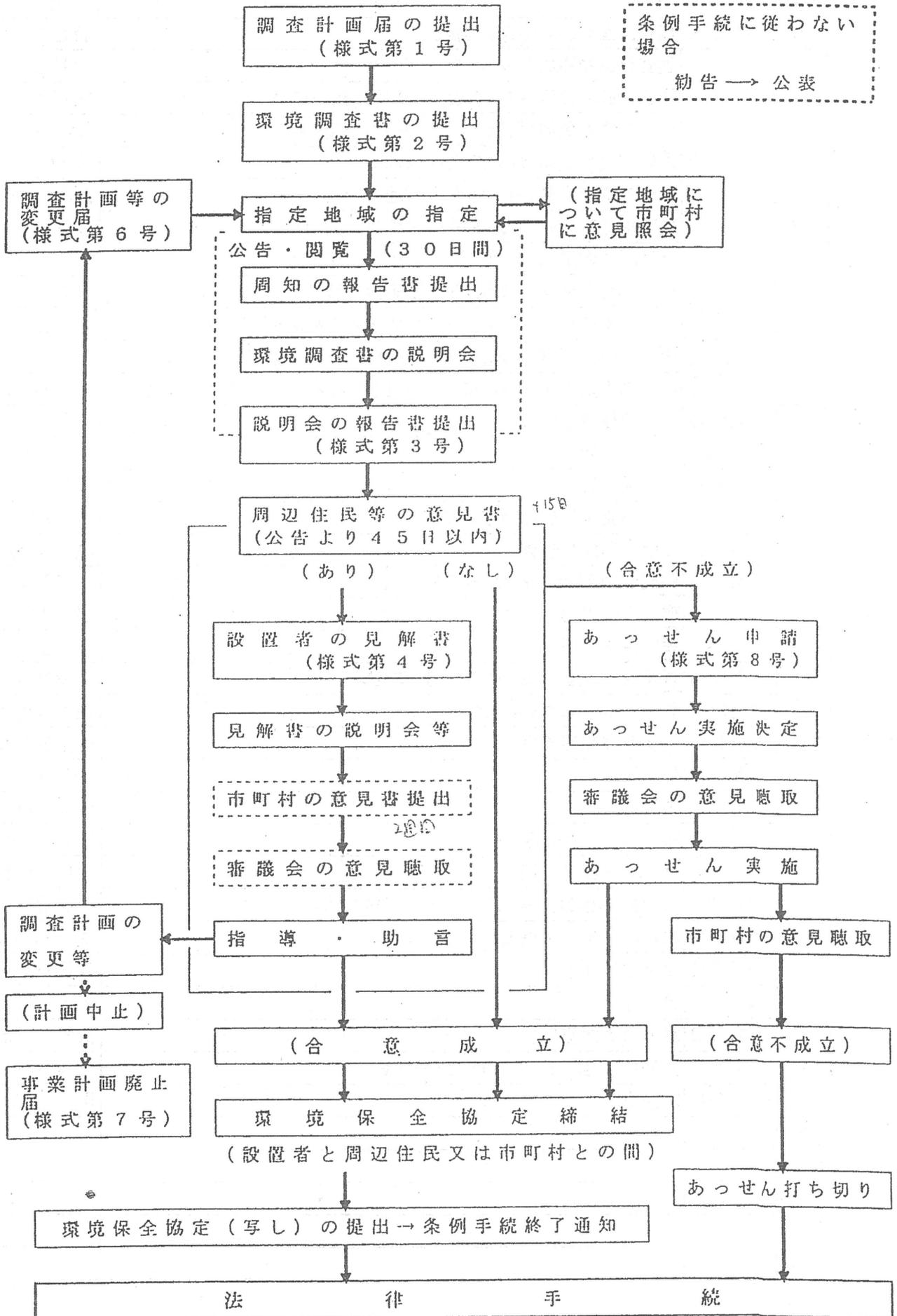
平成24年6月12日(火)

エコ・センチュリー21(株)新規産業廃棄物処理施設の設置に係る時系列明細

年度	月日	内容	備考
21	9月28日	調査計画届、環境調査書提出	設置者→県
22	6月15日	調査計画変更届(中和施設) ※地番	設置者→県
		調査計画変更届(破碎施設) ※地番、処理能力	設置者→県
		調査計画変更届(乾燥施設) ※地番、処理能力	設置者→県
		環境調査変更届(焼却施設) ※地番	設置者→県
		環境調査変更届(中和施設) ※地番	設置者→県
		環境調査変更届(破碎施設) ※地番、処理能力	設置者→県
		環境調査変更届(乾燥施設) ※地番、処理能力	設置者→県
	7月22日	環境調査変更届(焼却施設) ※施設の種類変更、処理能力	設置者→県
		環境調査変更届(破碎施設) ※処理する産業廃棄物の種類変更	設置者→県
	11月2日	調査計画変更届(焼却施設) ※処理する産業廃棄物の種類変更	設置者→県
環境調査変更届(焼却施設) ※処理する産業廃棄物の種類変更		設置者→県	
23	4月1日	指定地域意見照会	県→市
	9月6日	指定地域回答	市→県
	9月28日	指定地域設定	県→市
	10月7日	環境調査書公告(閲覧30日間)	県・保健所
	10月17日	説明会周知報告書	設置者→市
	10月27日	説明会(1回目)18:00～カミーリヤ	設置者
	11月7日	環境調査書閲覧終了	県・保健所
	11月29日	説明会周知報告書	設置者→市
	12月18日	説明会(2回目)13:30～山家コミセン	設置者
	12月21日	説明会等に関する申入れ	住民→市長
	2月10日	説明会周知報告書	設置者→市
	2月17日	請願書	住民→市議会
	2月21日	陳情書	住民→市長
	2月22日	請願の一部訂正願	住民→市議会
	2月22日	陳情の一部訂正願	住民→市長
	2月26日	説明会(3回目)14:00～山家小学校体育館	設置者
	2月27日	請願取下申出書提出	住民→市議会
2月27日	陳情取下げ書	住民→市長	
24	4月12日	質問書	住民→設置者
	5月2日	説明会周知報告書	設置者→市
	5月20日	説明会(4回目)14:00～カミーリヤ	設置者
	5月25日	請願書	住民→市議会

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

手続フロー図



○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成二年七月十三日

福岡県条例第二十号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例をここに公布する。

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 紛争の予防に係る手続等
 - 第一節 環境調査書の周知(第六条—第十一条)
 - 第二節 環境調査書に対する意見の調整(第十二条—第十六条)
 - 第三節 調査計画届等の変更又は計画の廃止(第十七条・第十八条)
- 第三章 紛争のあっせん(第十九条—第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二條—第二十八條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に際し、設置者と周辺住民との間に紛争が生じている現状にかんがみ、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続その他意見の調整及びあっせんに関し必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とする。

(平七条例四七・全改)

(定義)

- 第二条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 2 この条例において「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処理するための施設で別表に掲げるものをいう。
- 3 この条例において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は規則で定める規模の変更をすることをいう。
- 4 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴い周辺住民と設置者との間に生じる環境の保全及び土地の利用方法に関する争いであって、知事のあっせんに要するものをいう。
- 5 この条例において「設置者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- 6 この条例において「指定地域」とは、産業廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の地域であって、第七条第二項の規定により知事が定めた地域をいう。
- 7 この条例において「周辺住民」とは、指定地域内に住所を有する者、指定地域内で農業、林業、漁業等に従事する者その他規則で定める者をいう。
- 8 この条例において「関係市町村の長」とは、指定地域を管轄する市町村の長をいう。

(平四条例三八・平七条例四七・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう努めるものとする。

(平七条例四七・全改)

(市町村の責務)

第四条 市町村は、紛争の予防及び調整に関して県が行う施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする。

(平七条例四七・一部改正)

(設置者及び周辺住民の責務)

第五条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画の策定に当たっては、この条例に定める手続を遵守するよう努めるとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 設置者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し、紛争を自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して県及び市町村が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(平七条例四七・全改)

第二章 紛争の予防に係る手続等

第一節 環境調査書の周知

(平七条例四七・改称)

(調査計画届及び環境調査書の提出)

第六条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画を策定するときは、次に掲げる事項を記載した調査計画届を知事に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所
- 二 施設の概要
- 三 設置場所
- 四 次項に規定する調査の概要

- 2 前項の規定により調査計画届を提出した設置者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他周辺の環境に及ぼす影響について必要な調査を行った上で、規則で定める事項を記載した調査書(以下「環境調査書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(平七条例四七・全改)

(指定地域)

第七条 知事は、前条第二項の規定による環境調査書の提出があったときは、規則で定める地域指定基準に基づき、周知を図る必要のある市町村の長に環境調査書の写しを送付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により環境調査書の写しを送付した市町村の長の意見を聴いた上、環境調査書に係る指定地域を定めなければならない。

- 3 知事は、前項の規定により指定地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(平七条例四七・一部改正)

(公告及び閲覧)

第八条 知事は、前条第三項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境調査書の提出があった旨、指定地域、閲覧の場所その他規則で定める事項を公告し、環境調査書を公告の日から三十日間、規則で定めるところにより、閲覧に供しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事は、あらかじめ、公告する内容を設置者に通知するものとする。

- 3 設置者は、前項の通知を受けたときは、周辺住民に対し、印刷物の配布その他規則で定める方法により、環境調査書を作成した旨、第一項の閲覧の場所その他規則で定める事項について周知に努めなければならない。

(平七条例四七・一部改正)

第九条 削除

(平七条例四七)

(説明会の開催等)

第十条 設置者は、第八条第一項の閲覧期間内に、規則で定めるところにより、指定地域内において環境調査書の説明会を開催しなければならない。この場合において、指定地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、指定地域以外の地域において開催することができる。

- 2 設置者は、前項の説明会を開催する場合には、説明会開催日の十日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、あらかじめ周辺住民に周知するとともに、知事及び関係市町村の長にその旨を報告しなければならない。

- 3 知事は、設置者が第一項の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該設置者に対し、期限を付して、説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、知事は、第八条第一項の閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができる。

- 4 第一項の説明会及び前項の規定により知事が開催するよう求めた説明会は、開催することができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。この場合において、設置者は、説明会を開催しなかった理由を知事に報告しなければならない。

- 5 知事は、第一項の説明会及び第三項の規定により知事が開催するよう求めた説明会が開催されるときは、その職員をこれに立ち合わせるすることができる。

(平七条例四七・一部改正)

(実施状況の報告書の提出)

第十一条 知事は、必要があると認めるときは、設置者に対し、前条の規定により行った説明会の内容について報告を求めることができる。

(平七条例四七・全改)

第二節 環境調査書に対する意見の調整

(平七条例四七・改称)

(意見書の提出等)

第十二条 環境調査書について環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の規定による公告の日から起算して四十五日を経過する日(同項の規定による閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して十五日を経過する日)までに、規則で定めるところにより、意見書を知事に提出することができる。

- 2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係市町村の長に送付するものとする。

(平七条例四七・一部改正)

(見解書の提出等)

第十三条 設置者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、規則で定めるところにより、周辺住民に対し、見解書について、説明会の開催、見解書の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。

- 3 知事は、第一項の見解書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

- 4 前項の見解書の写しの送付を受けた関係市町村の長は、送付を受けた日から起算して十四日を経過する日までに、環境の保全上の意見を提出することができる。

(平七条例四七・一部改正)

(意見の調整)

第十四条 知事は、第十二条第一項の意見並びに前条の見解書及び関係市町村の長の意見に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者及び周辺住民双方の意見の調整を行うものとする。

2 知事は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて福岡県産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(平七条例四七・一部改正)

(環境の保全に関する協定の締結)

第十五条 知事は、周辺住民又は関係市町村の長が産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置者との間において、環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

(平七条例四七・一部改正)

第十六条 削除

(平七条例四七)

第三節 調査計画届等の変更又は計画の廃止

(平七条例四七・改称)

(調査計画届等の変更の届出等)

第十七条 設置者は、調査計画届又は環境調査書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による環境調査書の変更の届出があったときは、関係市町村の長にその内容を通知するものとする。

3 設置者は、第一項の規定による届出をした場合、知事が指示するところに従い、第六条から前条までの規定の例により必要な手続を行うものとする。ただし、規則で定める変更にあつては、この限りではない。

(平七条例四七・一部改正)

(産業廃棄物処理施設設置計画の廃止の届出等)

第十八条 調査計画届を提出した設置者は、当該調査計画届に係る産業廃棄物処理施設の設置をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出が、環境調査書の提出後になされた場合には、知事は、第七条第一項の規定により当該環境調査書を送付した市町村の長にその旨を通知するものとする。

(平七条例四七・全改)

第三章 紛争のあっせん

(あっせん)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合、設置者及び周辺住民(以下「当事者」という。)の双方又は一方は、知事に対し、あっせんの申請をすることができる。

一 第十条に規定する説明会が開催された場合において、第十二条の規定による意見書が提出されないとき。

二 第十三条第二項に規定する見解書の周知が行われた場合において、第十五条に規定する協定が締結されないとき。

2 知事は、前項の申請があった場合において、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者の申請であるときその他その性質上あっせんをするのに適当でないときを除き、あっせんを行うものとする。

3 知事は、あっせんを行うことを決定したときは、関係市町村の長に協力を求めるものとする。

4 知事は、関係市町村の長と協力して、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。この場合において、知事は、あらかじめ、福岡県産業廃棄物審議会の意見を聴かななければならない。

(平七条例四七・一部改正)

(あっせんの打ち切り)

第二十条 知事は、あっせんに係る紛争について、当事者があっせんに応じないときその他紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係市町村の長の意見を求めるものとする。

3 知事は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町村の長に通知しなければならない。

(平七条例四七・一部改正)

(規則への委任)

第二十一条 この章に規定するもののほか、あっせんの申請の手続その他あっせんに関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第二十二条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第二十三条 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第六条第二項の規定による環境調査書の提出をせず、又は虚偽の環境調査書の提出をしたとき。
 - 二 第十条第三項の規定により知事が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
 - 三 第十三条第一項の規定による見解書の提出をしないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- (平七条例四七・一部改正)

(福岡県産業廃棄物審議会)

第二十四条 県に、福岡県産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 第十四条第二項及び第十九条第四項の規定により知事とその意見を求めたものについて調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。
 - 三 産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (国等に関する特例)

第二十五条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る第二章の紛争の予防に係る手続等については、この条例の規定にかかわらず、知事と国等との協議により行うものとする。

(適用除外)

第二十六条 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は、適用しない。

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき知事の許可を受けて設置する産業廃棄物処理施設
 - 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又は牽けん引される産業廃棄物処理施設
 - 三 災害、老朽化に伴う解体等により産業廃棄物処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に設置する産業廃棄物処理施設(滅失前の規模以下のものであって、滅失前と同等以上の環境保全上の措置が講ぜられていると認められるものに限り。)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全上支障がないと認められる産業廃棄物処理施設であって、規則で定めるもの
- (平七条例四七・一部改正)

第二十七条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づき保健所を設置する市の区域内に設置される産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は、適用しない。

(平六条例二四・一部改正)

(規則への委任)

第二十八条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第四五号で平成三年一月一日から施行)

附 則(平成四年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第四七号)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第六条の規定により提出された事業計画書及び当該事業計画書について執られた手続は、改正後の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第六条に規定する環境調査書及び当該環境調査書について執られた手続とみなす。

附 則(平成一三年条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

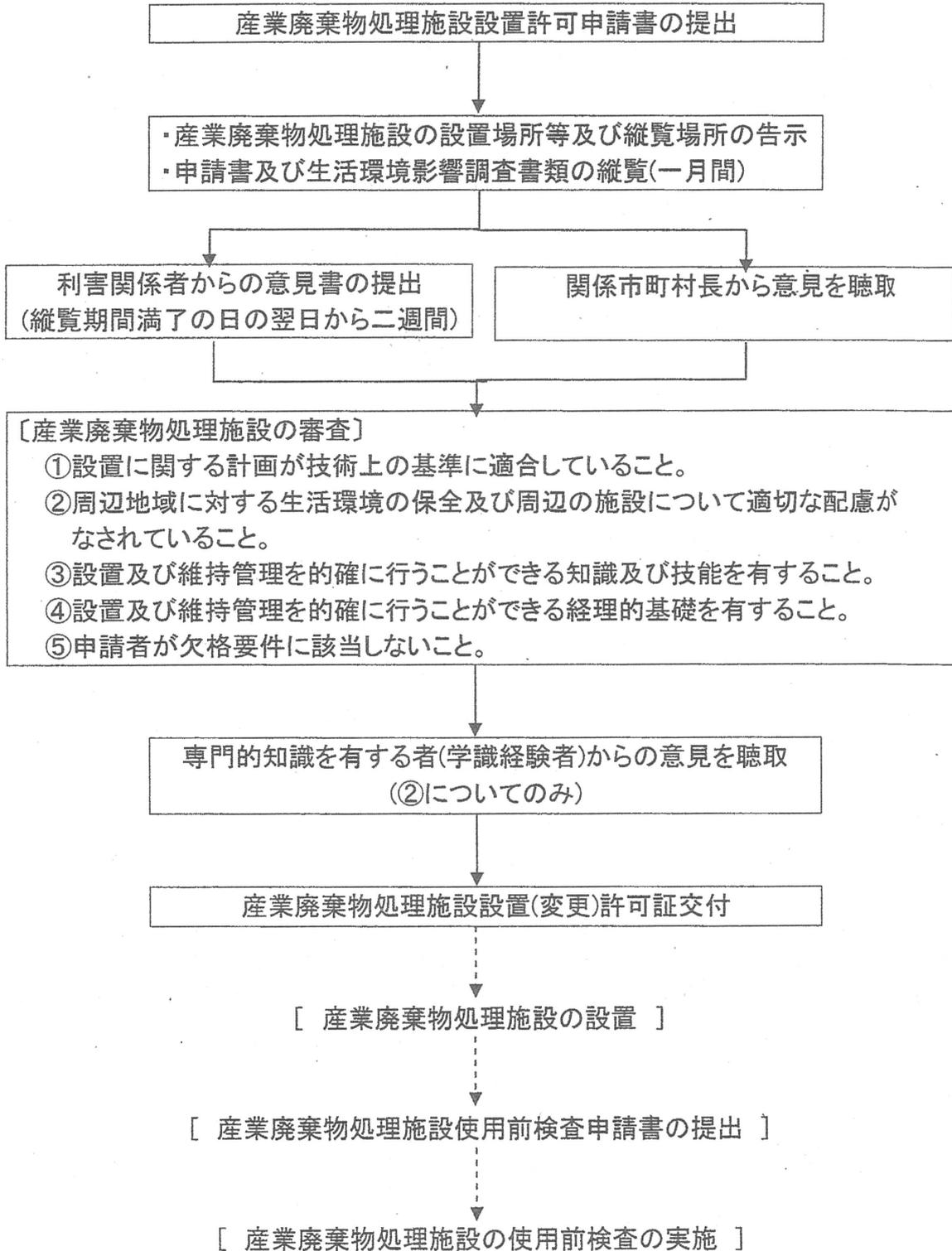
(平四条例四五・平一三条例二九・一部改正)

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)第七条各号に規定する産業廃棄物の処理施設

- 二 政令第二条第四号又は第十号に規定する産業廃棄物の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十トンを超えるもの
- 三 政令第二条第四号又は第十号に規定する産業廃棄物の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十トン(天日乾燥施設にあつては、百トン)を超えるもの
- 四 政令第二条第七号に規定する産業廃棄物の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める産業廃棄物の処理施設

〔産業廃棄物処理施設設置(変更)許可審査の流れ〕

(政令で定める焼却施設、廃石綿等の溶融施設、PCBの洗浄又は分離施設及び産業廃棄物の最終処分場の場合)



第五節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

近隣各位様

エコ・センチュリー21(株) 事業計画ご説明資料

平成24年5月20日

エコ・センチュリー21株式会社

1

エコ・センチュリー21 事業体制

事業主:エコ・センチュリー21株式会社

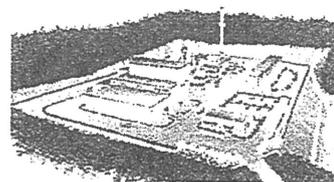
福岡県筑紫野市山家2060-7

施設建設担当(予定):株式会社タクマ

兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33

生活環境影響調査担当:財団法人九州環境管理協会

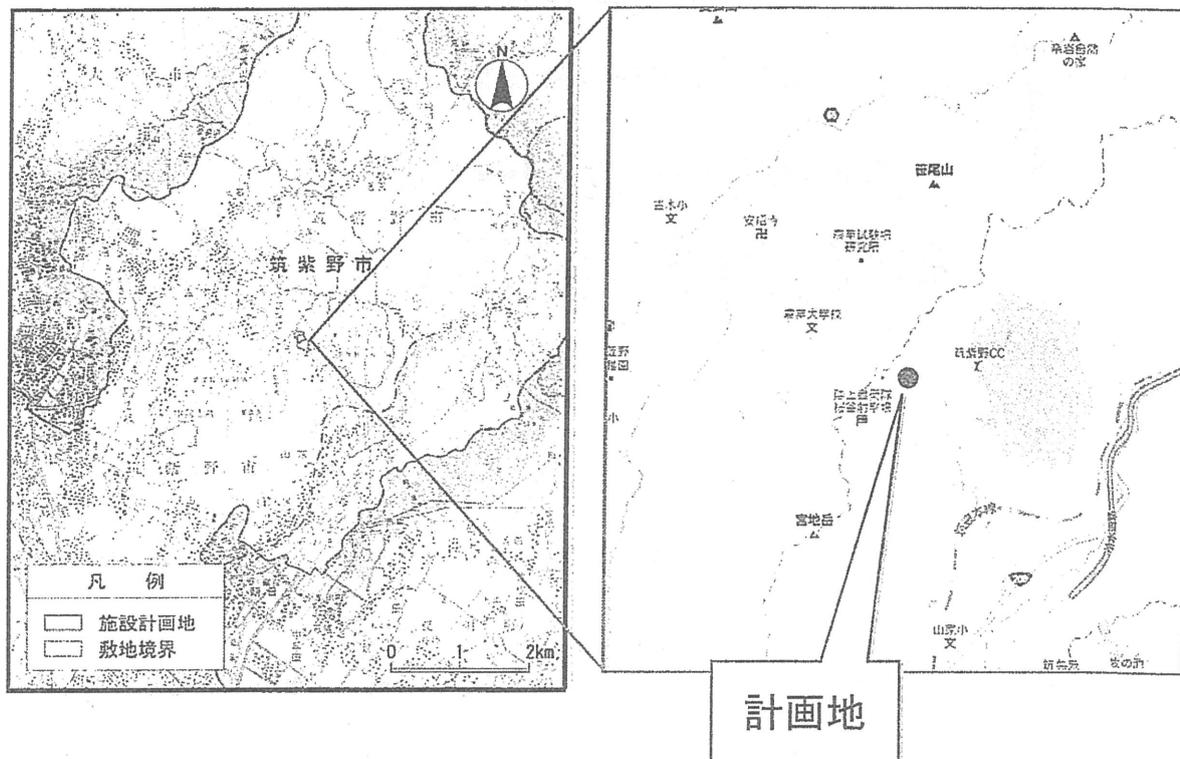
福岡市東区松香台1-10-1



類似施設イメージ図

2

施設の設置場所



3

事業の目的

循環型社会の形成推進、リサイクルの導入、ダイオキシン類対策等規制の強化、低炭素社会の構築、地域社会の環境保全など社会の変化により、以前にも増して廃棄物の適正処理が求められる時代になってきております。

弊社は、この状況に対応し、廃棄物発電など地球温暖化対策をも含めた廃棄物処理の高度化を進めるため、新たに**近代的施設**を建設しようとするものであります。

4

エコ・センチュリー21の施設計画概要

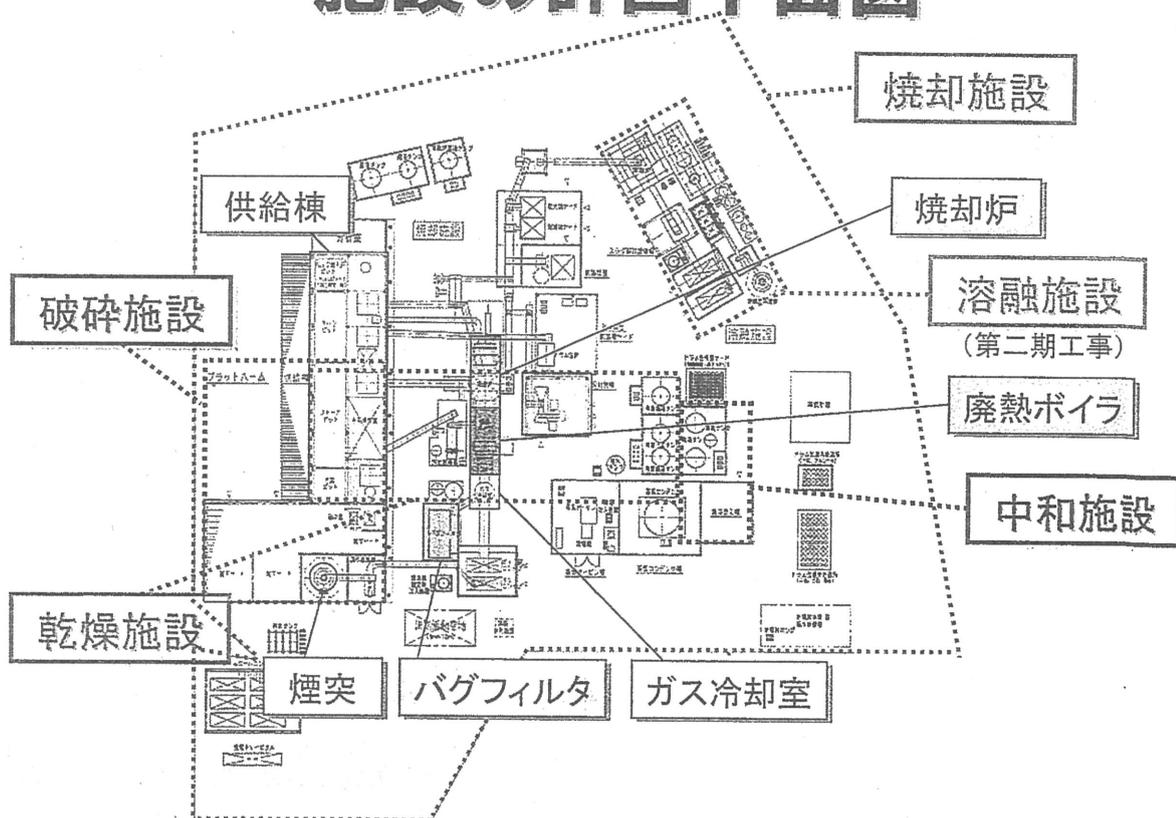
➤ 施設の種類及び処理能力

- ① 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設
 一日当たり 90t(計画混焼)
- ② 木くず、ガラスくず等、がれき類の破碎施設
 一日当たり 木くず107.6t ガラスくず等195.8t
 がれき類289.7t
- ③ 汚泥の乾燥施設
 一日当たり 32.7m³
- ④ 廃酸及び廃アルカリの中和施設
 一日当たり 150m³
- ⑤ 灰の溶融施設(第二期工事)
 一日当たり 20t

焼却の前処理

5

施設の計画平面図



6

エコ・センチュリー21 殿

質 問 事 項 書

- 1 -

平成24年4月12日

第1 事業者について

- 1 エコ・センチュリー21の株主構成はどうなっているか。
- 2 エコ・センチュリー21の廃棄物処理業の実績はいかなるものか。
- 3 エコ・センチュリー21はその事業資金をいかにして調達した(する)のか。
- 4 エコ・センチュリー21の貸借対照表上の資産額、負債額、資本額は、幾らか。
- 5 エコ・センチュリー21の従業員数は何人か。
- 6 エコ・センチュリー21の従業員数の業務部門ごとの内訳はどうなっているか。
- 7 エコ・センチュリー21の従業員のうちで本件施設の操業に関連した資格・免許等を有する者につき、その資格・免許等を示した上で、その資格・免許等ごとにその保有者の人数を明らかにされたい。
- 8 本件施設につき県に対して事前相談を行っていた担当者は誰か。
- 9 エコ・センチュリー21は、その関連会社とされる株式会社環境施設といかなる関係にあるか。
 - ア 従業員の出向や転籍などの交流はあるか。
 - イ 融資・借入・出資・配当などの資金関係はどうなっているか。
- 10 株式会社環境施設の廃棄物処理業の実績はいかなるものか。
- 11 エコ・センチュリー21の従業員のほかに、本件施設の操業に携わる者はいるか。
 - ア 株式会社環境施設の従業員などが操業に携わることはあるか。
 - イ タクマの従業員などが操業に携わることはあるか。
 - ウ 上記以外の者が操業に携わることはあるか。
- 12 本件施設について株式会社環境施設が事業主体とならなかったのはどうしてか。

第2 廃棄物の量や内容等について

- 1 搬入する廃棄物の出所は限定されるのか。限定されるとすれば、どのような形で限定されるのか。
- 2 焼却対象となる廃棄物は、どのようなもので、いかなる量が処理されるのか。
 - ア 廃棄物量の予測はどのような根拠に基づくのか。
 - イ 廃棄物の現実の処理量はどのようにして計測するのか。
 - ① 処理量のデータは毎日・毎時に計測するのか。
 - ② 上記データを住民に公開することはできるか。
- 3 感染性廃棄物について
 - ア 感染性廃棄物とは具体的にはどのようなものか。
 - イ 感染性廃棄物の運搬・保管はどのようにして行うのか。
 - ウ 感染性廃棄物については、廃棄物と異なる取扱を予定しているのか。

第3 ダイオキシン類への対策について

- 1 焼却施設からの排ガス中のダイオキシン類濃度については、いかなる値を遵守するのか。
- 2 基準値の安全性について
 - ア 遵守するダイオキシン類濃度であれば安全であると考えられるのか。考えるとすれば、その根拠は何か。
 - イ 近隣の民家や田畑におけるダイオキシン類の濃度及び量はどれくらいになるのか。
- 3 ダイオキシン類の濃度測定は、どのような頻度で、どのようにして行うのか。
 - ア ダイオキシン類の濃度の測定結果はリアルタイムに判明するのか。
 - イ 施設の起動時や停止時におけるダイオキシン類の測定は行うのか。
- 4 処理される廃棄物の内容によって本件施設からの排ガス中のダイオキシン類濃度は変動するのか。

変動するとすれば、どのように変動するのか。

5 焼却される廃棄物の均一化はどのような方法で行うのか。

6 本件の焼却施設で焼却できる最小限度の廃棄物量はどれくらいか。

ア 廃棄物量が焼却炉の容量より少ない場合には運転はどうするのか。

7 焼却処理におけるダイオキシン類対策について

ア 焼却処理の各工程におけるダイオキシン類対策の具体的内容は、どのようなものか。

① ロータリーキルン炉の高温化はどのようにして行うのか。

② ストーカー炉の高温化はどのようにして行うのか。

③ 二次燃焼室の高温化はどのようにして行うのか。

④ ロータリーキルン炉、ストーカー炉、二次燃焼室におけるダイオキシン類の分解は、どのようにして確認できるのか。

ロータリーキルン炉、ストーカー炉、二次燃焼室の各出口におけるダイオキシン濃度のデータを示されたい。

⑤ ロータリーキルン炉、ストーカー炉、二次燃焼室の各温度については、常時記録を行うのか。

⑥ ロータリーキルン炉、ストーカー炉、二次燃焼室の各温度については、住民はいつでも見ることができるのか。

8 焼却処理後の工程（排ガス処理など）について

ア 焼却処理後の工程におけるダイオキシン対策の具体的内容は、どのようなものか。

① 排ガスを低温化する方法について具体的に説明されたい。

イ 消石灰、活性炭による排ガスの清浄化は、具体的にどのような方法で行うのか。

ウ バグフィルタ（集塵装置）におけるダイオキシン対策は、どのようなものか。

- ① バグフィルタの材質及び種類は何か。
- ② バグフィルタが機能していることをどうやって確認するのか。

エ 排ガスの拡散係数はどれくらいか。

- ① 大気拡散モデルを具体的に示されたい。
- ② 大気拡散モデルに使用したデータを示されたい。
- ③ 最大着地点はどこか。また、そこを最大着地点とする根拠は何か。

9 メンテナンスと連続運転について

ア ロータリーキルン炉、ストーカー炉、二次燃焼室、廃熱ボイラ、ガス冷却室、バグフィルタ等の各部分のメンテナンスは、どれくらいの期間ごとに、どのような方法でなされるのか。

イ メンテナンスのために運転が休止される期間はどれくらいか。

ウ 年間の連続運転期間と休止期間とはどのようなになるのか。

第4 その他の有毒物質について

1 有毒排ガスについて

ア 次に示す排ガス中の有毒物質については、排出基準としてどのような値を遵守するのか。

- ① 一酸化炭素 (CO)
- ② 塩化水素 (HCl)
- ③ 硫黄酸化物 (SO_x)
- ④ 窒素酸化物 (NO_x)
- ⑤ ばいじん

2 重金属類について

ア 排ガス、焼却主灰、飛灰の中の重金属類 (鉛、水銀、亜鉛、カドミウム) については、どのような削減対策を講じるのか。

イ 分別収集ができない重金属類はあるか。あるとすれば、それは何か。

3 放射線について

ア 焼却主灰及び飛灰の放射線量は測定するのか。

するとすれば、いかなる頻度で、どのような方法の測定を行うのか。

しないとすれば、なぜ測定しないのか。

4 焼却主灰及び飛灰について

ア 焼却主灰及び飛灰は、それぞれどのような成分の物で、どのくらいの量が排出されるのか。

イ 焼却主灰及び飛灰中のダイオキシン類及び重金属類の量は、それぞれどれくらいか。データを示されたい。

第5 その他の安全対策

1 本件施設の事故対策はどのようになっているのか。

2 用水対策について

ア 本件施設の用水は、いかなる水源からどれほどの量を確保するのか。

イ 工場用水は工場外に排出されるのか。

排出されるというのであれば、いかなるルートからどれほどの量を排出するのか。

排出されないというのであれば、どのような仕組みで排出されないのか。

ウ 同じ区域にある関連会社からは施設外へ用水が排出されているのか。

排出されているとすれば、その排水が本件施設のものでないことをどのようにして明らかにするのか。

エ 雨水の排出についてはどのような措置となっているのか。

3 臭気対策はどのようになっているのか。

4 振動対策はどのようになっているのか。

ア 振動を発生させる機器にはどのようなものがあるか。

5 騒音対策はどのようになっているのか。

- ア 騒音を発生させる機器にはどのようなものがあるか。
- 6 廃棄物の搬入・運搬とその騒音対策及び安全対策はどうなっているのか。
 - ア 廃棄物の収集運搬車の台数を50台/日(片道)と見込んだのは、いかなる根拠によるものか。
 - イ 廃棄物の収集運搬車の排気ガス対策はどうなっているのか。
- 7 粉じん対策はどのようになっているか。
 - ア 屋内に設置される破砕機からの粉じんが屋外へ排出されないようにする具体的方法を示されたい。
 - イ 屋内で働く労働者に対する粉じん対策はどうするのか。

第6 立地について

- 1 山家が他の地域よりも安全性・環境保全の見地から適地である根拠を明らかにされたい。
 - ア 山家以外に検討された土地はどこか。
 - イ 上記検討の結果を示されたい。

第7 その他

- 1 焼却炉の実績について
 - ア 本件で予定されているタクマのロータリーキルン&ストーカー炉を用いている焼却施設は存在するのか。
 - ① 民間業者が事業者となって同型炉で産廃を焼却しているものがあるか。
 - ② あるとすればその実績を明らかにされたい。
- 2 各施設の処理能力について
 - ア 各施設の処理能力(量)にばらつきがあるが、この点の整合性について説明されたい。
- 3 耐用年数について

ア ロータリーキルン、ストーカー炉、二次燃焼室、廃熱ボイラ、ガス冷却室、バグフィルタ等の各部分の耐用年数は何年か。

イ 焼却施設全体の建て替え時期はいつで、その際の建て替えはどのようにするのか。

① 次回の建て替えに際しては山家を候補地とするのか。

4 費用について

ア 建設費用及びメンテナンス費用はいくらかかるのか。

① 施設建設費と用地造成費とを分けて示されたい。

イ 維持管理費用はいくらかかるのか。

5 2期工事によって建設される溶融施設の内容につき、具体的に説明されたい。

ア 溶融施設から排出されるスラグの量及び成分を示されたい。

イ スラグの保管や最終的な処理は、どのようにするのか。

6 稼働体制について

ア 本件焼却施設は24時間体制で稼働させることになるのか。

① 24時間の人員体制はどうするのか。

7 生活環境影響調査について

ア 生活環境影響調査を担当したとされる財団法人九州管理協会には、衛生工学を専門とする技術士は在籍しているか。

イ 本件施設が生態系に対して与える影響についての調査は実施したか。

① 実施したとすれば、調査期間は、いつからいつまでか。

② 生態系への影響調査を行うに際して、遵守しなければならなかった関係法令を示されたい。

以上

